

## 石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業実施要綱

石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業実施要綱(平成 31 年石垣市告示第 20—1 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ひとり親家庭、生活保護世帯及び非課税世帯における放課後児童クラブ利用料の負担を軽減することを目的に、石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業(以下「本事業」という。)を実施し、予算の範囲内で石垣市放課後児童クラブ利用料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、石垣市補助金等交付規則(平成 6 年石垣市規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援対象者)

第 2 条 本事業において支援の対象となる者は、次条に規定する対象施設を利用している児童(以下「支援対象児童」という。)の保護者であって、市内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者(以下「支援対象保護者」という。)とする。

- (1) 児童扶養手当法(昭和 36 年法律第 238 号)第 4 条に定める児童扶養手当の支給要件を満たす保護者(同法の規定により児童扶養手当の全部を支給しないこととされている者を除く。)又は石垣市母子及び父子家庭等医療費助成に関する条例(平成 7 年石垣市条例第 5 号)に基づく助成を受けている世帯に属する者
- (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 支援対象児童に係る放課後児童クラブの利用月の属する年度(利用月が 4 月から 8 月までの場合にあつては前年度、9 月から翌年 3 月までは当該年度)の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)に規定する市町村民税が課せられていない世帯に属する者

(補助金の交付対象施設)

第 3 条 補助金の交付対象となる施設(以下「対象施設」という。)は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業を市内で実施する放課後児童クラブとする。

(補助金の交付対象)

第 4 条 市長は、当該年度における支援対象児童に係る定額の月額利用料(長期休暇加算料及びおやつ代その他運営管理費等の実費負担分を除く(以下「利用料」という。))を減免した対象施設に対し、第 5 条の規定により算出した減免相当額の補助金を交付する。

2 対象施設の規程等により利用料が減免されている場合は、減免後の利用料について算定するものとする。

3 第 1 項の額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(利用料の減免相当額、開始月等)

第 5 条 補助金の交付対象となる減免相当額は、支援対象児童の利用料の 2 分の 1 の額と

する。ただし、その金額が月額 5,000 円を超えるとときは、5,000 円とし、支援対象保護者は、対象施設が減免した後の利用料の額を対象施設に納付するものとする。

- 2 利用料の減免は、支援対象保護者が次条の規定による認定の申請をした日の属する月の翌月(当該日が月の初日である場合にあつては、当該日の属する月)から始め、利用資格を喪失した日又は対象施設を利用しなくなった日の属する月で終わるものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、認定の申請をした日によらず、必要事由が生じた月から利用料の減免を始めることができるものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、毎年 4 月において支援対象保護者が次条の規定による認定の申請をした場合は、当該月から利用料の減免を始めるものとする。
- 4 月の途中で入退所した場合における日割計算後の利用料は、補助の対象としない。
- 5 児童が休所している期間に係る経費については、その名称のいかんを問わず(在籍料、登録料、基本料、管理費、減額後利用料その他これらに類するものを含む。)、補助の対象としない。

(利用資格の認定申請)

第 6 条 支援対象保護者の要件に該当する者が、利用料の減免を受けようとするとき、又は利用する対象施設を変更しようとするときは、石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業利用資格認定申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(利用資格の認定)

第 7 条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、速やかに内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業利用資格認定書(様式第 2 号)を当該申請者に交付するとともに、当該認定書の写しを添えて、その旨を申請者の児童が利用する放課後児童クラブに通知するものとする。

(住所変更の届出)

第 8 条 支援対象保護者は、転居するときは、速やかに石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業住所変更届書(様式第 3 号)を市長に提出しなければならない。

(利用資格喪失の届出)

第 9 条 支援対象保護者は、第 2 条に規定する支援対象者の要件に該当しなくなったときは、速やかに石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業利用資格喪失届書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

(通知)

第 10 条 市長は、第 5 条第 1 項ただし書の規定により支援対象保護者が納付する減免後の利用料月額(以下「減免後利用料月額」という。)を変更する必要があると認めるとき、又は支援対象保護者が第 2 条に定める要件に該当しなくなったと認めるときは、変更後の減免後利用料月額又は当該支援対象保護者が本事業を利用する資格を喪失した旨を、当該支援対象保護者及び支援対象児童が利用する対象施設に対して、石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業に係る(減免後利用料月額変更・利用資格喪失)通知書(様式第 5 号)に

より通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第 11 条 補助金の交付を受けようとする対象施設は、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金交付申請書(様式第 6 号)に関係書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第 12 条 市長は、前条の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金交付決定通知書(様式第 7 号)により対象施設に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた対象施設は、補助金交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更する場合には、市長が別に定める期日までに石垣市放課後児童クラブ利用料補助金変更交付申請書(様式第 8 号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第 14 条 市長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金変更交付決定通知書(様式第 9 号)により対象施設に通知するものとする。

(補助金の交付申請の取下げ)

第 15 条 対象施設は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、速やかに石垣市放課後児童クラブ利用料補助金交付申請取下書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 対象施設は、本事業が完了した日から起算して 20 日以内又は補助金の交付決定があった年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金実績報告書(様式第 11 号)及び関係書類を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定等)

第 17 条 市長は、前条の報告を受けたときは、規則第 15 条の規定により、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、結果適正と認めるときは、交付すべき補助金を確定し、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金確定通知書(様式第 12 号)により対象施設に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 18 条 補助金の交付は、前条に規定する交付額の確定後に行うものとする。ただし、本事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、第 12 条の交付決定後概算払により補助金を交付することができるものとする。

2 前項ただし書に基づく概算払請求があり、審査の結果適正と認められたときは、交付決定額の範囲内で、市長が定める額を概算払いで交付するものとする。

(補助金の請求)

第19条 前条の規定により補助金の交付を受けようとする対象施設は、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金(概算・精算)請求書(様式第13号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第20条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、第12条及び第14条の決定の内容の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく市長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 本事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 補助金の交付決定の後生じた事情の変更により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに石垣市放課後児童クラブ利用料補助金取消通知書(様式第14号)により、対象施設に通知するものとする。

(補助金の返還)

第21条 市長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、石垣市放課後児童クラブ利用料補助金返還通知書(様式第15号)により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- (1) 第18条に規定する概算払にて、第17条に規定する確定額を超える補助金が既に交付されているとき。
- (2) 前条の規定に基づき、交付決定の取消しがなされたとき。

(電子申請等)

第22条 本事業に基づき市長に対して行う申請、届出、報告、請求その他の手続(以下「申請等」という。)は、市長が指定する電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

- 2 前項の規定により申請等を行う場合においては、当該電子情報処理組織において付与される電子署名その他市長が適当と認める方法による本人確認をもって、当該申請等における署名に代えることができる。
- 3 第1項の規定により申請等を行う場合における添付書類は、当該書類を撮影した電磁的記録の提出をもってこれに代えることができる。
- 4 市長は、前3項の規定により提出された電磁的記録について、必要があると認めるときは、当該書類の原本の提示又は提出を求めることができる。

(補助金の経理)

第23条 補助金の交付決定を受けた対象施設は、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに本事業を完了した日の属する年度の

翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(補則)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に石垣市放課後児童クラブ利用料補助事業実施要綱（平成 31 年石垣市告示第 20-1 号）の規定により交付された補助金の取扱いについてはなお、従前の例による。